

## 豊田市計量カード取扱い要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンター、豊田市藤岡プラント及び豊田市緑のリサイクルセンターへ一般廃棄物等（以下「廃棄物等」という。）を搬入する際に必要となる計量カードの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸与と返納)

第2条 市長は、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成7年規則第2号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき市長の許可を得た者に対し、搬入車両ごとに計量カードを貸与するものとする。

2 前項の規定により計量カードの貸与を受けている者は、次の各号に定める場合、速やかに、計量カードを市長に返納しなければならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき許可を得た者（以下「許可業者」という。）のうち規則第3条の規定に基づき市長の許可を得た者であって、計量カード貸与申請書（様式第1号）を提出することにより計量カードの貸与を受けた者及び特に市長が必要と認めた者についてはこの限りではない。

(1) 廃棄物等の搬入が完了したとき。

(2) 計量カードの亡失又は盗難被害に遭遇し、計量カードの再貸与を受けた場合において、亡失又は盗難被害に遭遇した計量カードを発見したとき。

(3) 計量カードがその効力を失ったとき。

(4) 市長に計量カードの返納を命じられたとき。

3 計量カードの貸与を受けている者は、前項第2号に該当する場合には、計量カードを返納する理由を記載した書面を添えて、当該計量カードを市長に返納しなければならない。

4 計量カードの貸与を受けている者は、計量カードの亡失及び盗難被害の遭遇を認知したときは、直ちに、その旨を市長に届け出、計量カードの再貸与を受けなければならない。

5 計量カードの貸与を受けている者は、いつでも、当該計量カードを市長に返納することができる。

### (二重貸与の禁止)

第3条 計量カードの貸与を受けている者は、当該計量カードが有効な限り、重ねて計量カードの貸与を受けることができない。

### (有効期間)

第4条 計量カードの有効期間は、規則第3条の規定により、許可された利用許可期間の満了する日までとする。

(管理)

第5条 計量カードの貸与を受けている者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市長の許可なく計量カードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (2) 市長の許可なく計量カードの券面を改ざんしてはならない。
- (3) 市長の許可なく計量カードに記録された情報を不正に解析し、読み出し、書き込みをし、又は他の媒体にコピーしてはならない。
- (4) 計量カードを故意に汚し、曲げ、折り、又は割ってはならない。

(搬入車両の変更届出)

第6条 計量カードの貸与を受けている者は、搬入車両に異動を生じたときは、直ちに、当該計量カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(再貸与の申請等)

第7条 計量カードの貸与を受けている者は、計量カードを亡失し、焼失し、又は著しく毀損した場合その他の場合には、市長に対し、計量カードの再貸与を受けようとする旨その他の事項を記載した計量カード再貸与申請書(様式第2号)を提出して、計量カードの再貸与を求めることができる。

- 2 前項の規定により計量カードの再貸与を受けようとする者は、現に貸与を受けている計量カードを亡失し、焼失し、又は盗難の被害にあった場合を除き、当該計量カードを市長に返納の上、再貸与を求めなければならない。
- 3 計量カードの再貸与の理由が、亡失及び盗難その他計量カードの貸与を受けている者の瑕疵によると認められる場合、市長は計量カードの再貸与時にその実費相当額を徴収するものとする。
- 4 再貸与された計量カードについて第4条の規定を適用する場合には、同条中「計量カード」とあるのは、「再貸与された計量カード」とする。

(有効期間内の貸与の申請)

第8条 計量カードの貸与を受けている者は、当該計量カードの有効期間の満了する日までの期間が2月未満となった場合には、第3条の規定にかかわらず、市長に対し、当該計量カードの有効期間内においても当該計量カードを提示して、新たな計量カードの貸与を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあった場合には、電子情報処理をすることにより、その者が現に有する計量カードを引き続き使用させることができる。

(亡失又は盗難被害に遭遇した計量カードを発見した場合の届出)

第9条 第2条第4項の規定による届出をした者は、亡失又は盗難被害に遭遇した計量カードを発見したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(失効)

第10条 計量カードは、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 計量カードの貸与を受けている許可業者が、法第7条の3の規定に基づき、事業の停止を命じられたとき。
- (2) 計量カードの貸与を受けている許可業者が、法第7条の4の規定に基づき、許可の取消しをされたとき。
- (3) 第8条の規定に基づく計量カードの有効期間内の貸与の申請がなされず、計量カードの有効期間が満了したとき。
- (4) 返納された計量カードにあっては、当該計量カードが返納されたとき。
- (5) 次条第1項の規定により返納を命ぜられた計量カードにあっては、同条第2項の規定により計量カードの返納を命ずる旨を通知し、又は公示したとき。

(返納命令)

第11条 市長は、錯誤に基づき、又は過失により、計量カードを貸与した場合において、計量カードを返納させる必要があると認めるときは、当該計量カードの貸与を受けている者に対し、当該計量カードの返納を命ずることができる。

2 市長は、計量カードの貸与が公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、計量カードの貸与を受けている者に対し、当該計量カードの返納を命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定により計量カードの返納を命ずることを決定したときは、当該計量カードの貸与を受けている者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であると認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。

附 則

この要綱は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

貸与  
計量カード  
貸与変更 申請書

豊田市長 様

記入上の注意を読んでから記入してください。

申請日 平成 年 月 日
氏名（法人等にあつては、その名称）
印

申請者	住所（法人等にあつては、その所在地）
	連絡先電話 （ ） -

利用施設	豊田市渡刈クリーンセンター 豊田市藤岡プラント	・ 豊田市緑のリサイクルセンター
------	----------------------------	------------------

搬入車両	※備考	車両番号				カード番号	※備考	車両番号				カード番号
	増・減					-		増・減				-
増・減					-		増・減				-	
増・減					-		増・減				-	
増・減					-		増・減				-	
増・減					-		増・減				-	

記入上の注意

- 計量カード貸与、貸与変更のどちらかを○で囲み申請してください。
- 利用施設ごとに○で囲み申請してください。
- 太枠の中のみ記入してください。
- の欄は、記入しないでください。
- 搬入車両が申請書に書ききれない場合は、車両番号を記入した表を別紙として添付してください。
- 計量カード貸与変更の場合は、変更した内容のみ記入し、※備考には「増・減」どちらかに○印を記入してください。

合計（変更後貸与枚数）
枚

決定者	検討者				起案責任者
-----	-----	--	--	--	-------

次のとおり計量カードを貸与します。

受付月日	入力月日	入力者	照 合
/	/		

カード受領日 受領者印
/

